

飛驒市告示第226号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和7年第4回飛驒市議会定例会を招集する。

令和7年8月26日

飛驒市長 都 竹 淳



記

- 1 日 時 令和7年9月2日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

令和7年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年9月2日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告 第5号	債権の放棄について
第4	報告 第6号	株式会社飛騨ゆいの経営状況報告について
第5	議案 第91号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第6	議案 第92号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第7	議案 第93号	財産の取得について(業務用パソコン)
第8	議案 第94号	飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第95号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第96号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第97号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第98号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第13	議案 第99号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第14	議案 第100号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第101号	飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

令和7年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年9月2日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第102号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第17	議案 第103号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案 第104号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第19	議案 第105号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第20	議案 第106号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第21	認定 第1号	令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第2号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第3号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第4号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第5号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定 第6号	令和6年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定 第7号	令和6年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定 第8号	令和6年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第29	認定 第9号	令和6年度飛騨市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第30	認定 第10号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○出席議員（13名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水	吹	保	孝要
4番	上	端	豊	二朗
6番	森	田川	浩史	美博
7番	井澤	村山	清文	憲子
8番	住前	山原	文勝	美
9番	野籠		惠邦	子
10番	高			
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
代表監査委員	島	田	哲	吉
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	文	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	土	田	治	樹
				昭

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	川	端	嘉	恵	

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから令和7年第4回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、11番、前川議員、12番、野村議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（澤史朗）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりであります。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申出がございますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、令和7年第4回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。9月25日までの24日間にわたりまして、重要な案件につきましての御審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

お手元にお配りしております行政報告の中から、6月定例会以降の市政の取組、私が委員等を

務めている組織の活動と関連する市の施策に関すること、そして子供たちの活躍について、計6件の御報告を申し上げます。

まず、市政に関連する取組について御報告申し上げます。

6月28日、神岡町和佐府地内で建設中の大型地下ニュートリノ観測装置、ハイパーカミオカンデの空洞掘削完了を記念し、東京大学の主催により、文部科学省、岐阜県、工事関係者など招待者約70人を迎えた見学会が開催されました。式典では、関係者から事業の意義や今後の展望について挨拶があり、施工企業への感謝状贈呈も行われました。

また、翌29日には、東京大学の主催で全国から300人、市内から300人の計約600人を対象とした見学会が実施され、直径69メートル、高さ94メートルを誇る世界最大級の空洞を間近で見学されました。

ハイパーカミオカンデは、現行のスーパーカミオカンデの約8倍の規模を持ち、素粒子物理学や宇宙の進化史の解明を目指す国際共同研究の中核施設であります。今後はタンクや光センサーの設置、水入れを経て、2028年の実験開始を予定しており、本市としても、この先端科学プロジェクトが地域の知名度向上や振興に大きく寄与することを期待するとともに、引き続き必要な支援を行ってまいります。

続きまして、7月6日日曜日、飛騨市文化交流センターにおいて、10月に開催されます第37回全国健康福祉祭ぎふ大会、ねんりんピック岐阜2025を前に、県内最初のキックオフイベントとして飛騨圏域のイベントが開催されました。

県実行委員長である江崎知事をはじめ、飛騨圏域の市町村長、県議会議員のほか、渡邊丈展県レクリエーション協会会長、下呂市出身の応援大使である大前光市さん、さらに飛騨市で開催されるサッカー競技の選手を代表して、地元チームである飛騨市FCオーバー60の向川原眞郷さんが出席し、盛大に開催されたところでございます。

イベントセレモニーでは、午前中に採火された飛騨地域の火の入場の後、江崎知事の力強いキックオフ宣言からスタートし、飛騨三市一村の市長、村長からの健康長寿への願いを込めたメッセージ披露、応援大使からのエール、選手代表である向川原さんの決意表明と続き、最後は、ねんりんピックの盛り上がりをお願い、全員でときの声を上げて大会への機運を高めました。

いよいよ開催まで1か月半余りとなった本大会でありますけれども、飛騨市実行委員会においても急ピッチで準備を進めております。全国から集まる1,200名余りの選手・関係者をおもてなしの心でお迎えすることで、全ての方々の心に残る大会にできるよう努めてまいります。

次に、8月19日火曜日に、高山市役所におきまして、飛騨圏域地域医療協議会設立に関する3市1村首長の共同記者会見を行いました。

この協議会は、飛騨圏域の住民が将来にわたって適切な医療を受けられるよう、持続可能な医療提供体制の維持・構築を目指すため設立されるものでございまして、構成員は3市1村と県、高山赤十字病院、久美愛厚生病院、飛騨市民病院、県立下呂温泉病院及び3市の医師会であります。

これまで飛騨圏域の医療の在り方については、県や医療機関、医師会の代表らから成る地域医療構想等調整会議において議論が行われてきましたが、必ずしも方向性が見いだせているとは言えない状況にございました。このため、昨年10月に、国において地域医療構想の推進区域として

指定が行われたことを受け、市長、村長が入って、本格的な検討を続けてきたところであり、この協議会の設立は、その中で実現したものであります。

記者会見におきまして私からは、これまで医療は各地域で全てそろえるべきものと考えられてきたが、これからは飛騨地域全体が一つの医療機関であるという考え方で連携、役割分担をしていくことが必要である。その体制については基礎自治体である我々市村がしっかり議論に関与し、その中で飛騨市民病院という役割もしっかりと定めながら前に進んでいきたいという考えについて説明したところでございます。

次に、私が委員等を務める全国組織の活動と関連する市政の取組につきまして、御報告申し上げます。

最初に、6月26日木曜日に、地域ケアサービス再生存続自治体協議会として、石破総理、福岡厚生労働大臣、伊東地方創生担当大臣への要望活動を行いました。この活動は、閣議決定されました地方創生2.0基本構想に明記された、小規模・地域共生ホーム型CCRCの実現を目指すものでございます。

CCRCは、アメリカで発展した高齢者福祉の概念ですが、今回の日本版CCRC構想では、都市からの移住だけでなく、地域内で高齢者や障害者を含む多様な人々が共生できる環境を整えることを目指しております。

特に重要なのは、人口減少が進む地域で、特別養護老人ホームや老人保健施設、養護老人ホームなどに空きが増加している現状を踏まえ、これらの居室を柔軟に見直し、支援が必要な人々が入居できるようにすることであり、飛騨市も同様の課題を抱えております。この実現に向け、私が代表理事を務める特定NPO法人、地域共生政策自治体連携機構が母体となり、このテーマを研究・提言する自治体協議会が立ち上げられることとなり、第1回総会が、7月28日月曜日に東京の市ヶ谷にて開催されたところでございます。この協議会におきましては、平井伸治鳥取県知事、片山健也北海道ニセコ町長とともに、私も代表に就任することとなり、また筆頭代表の役目を仰せつかっております。

協議会においては、介護保険関連施設の柔軟な活用や介護・福祉サービス提供体制の維持・確保のための人員配置基準等の弾力化など、現場の意見を反映、地域のニーズを踏まえた柔軟な枠組みとなるよう同協議会の中で関係する諸制度の在り方について検討を行っているところであり、年内に政府へ提言を行うことといたしております。

なお、石破総理からは、この構想はぜひ進めたいという御自身の強い思いを伺ったところでございます。また、お話の中で、平成29年4月に神岡町のロストラインフェスティバルに参加されたことをよく覚えておられまして、また、おくひだ1号に乗りたいというようなお話も伺ってきたところでございます。

次に、7月9日、文部科学省におきまして、中央教育審議会・第1回教師を取り巻く環境整備特別部会が開催されまして、委員としてオンラインで出席いたしました。

本部会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法ではありますが、この改正法の施行に向けて、教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針の改訂など、学校現場における具体的な業務の見直しを含めた働き方改革の実効性が向上するための方策について検討するものでございます。

今回は、2019年の中教審答申で示されました、いわゆる学校・教師が担う業務に係る3分類、この趣旨を一層明確化する観点から、学校が担うべき業務と、学校の業務だが教師が担う必要のない業務につきましての議論が行われたところであります。

私は、これまで様々なことを学校の教師に委ね過ぎてきたのではないかと強く感じておりまして、市長部局からこの負担を軽減することを大きなテーマとしてきたところであります。具体例として、飛騨市で全国に先駆けて取り組んでいる学校作業療法室を挙げ、学校の教職員の働き方改革において、市長部局が果たす役割の大きさについて指摘しました。

これに関連し、8月1日には、市内教職員の代表者と、学校における働き方の現状について語る会を設けまして、教職員の皆様の率直な意見を直接お伺いすることができました。

その中では、教職員の勤務時間が児童生徒の在校時間と重なっているため、勤務時間中に授業準備や事務処理を行う時間を確保することが非常に難しく、どうしても勤務時間外に行わざるを得なかったり、場合によっては家庭に持ち帰っていたりすることを改めて認識したところであります。また、多様化する児童生徒や保護者への対応が、教職員の多忙化につながっている場合もあり、専門家の支援を必要としていることについても強く要望がありました。

こうした当事者の意見を踏まえ、特別部会においては、市長部局が果たすべき役割の大きさとその体制づくりの重要性について、首長の理解を広げる対策が必要であること、さらにその財源を国において措置することが必要であることについて主張したところであり、今後も意見を述べてまいります。

最後になりますが、子供たちの活躍について御報告いたします。

まず、小学生の活躍です。古川小学校6年の濱口天晴さん、小谷奏太さんが、岐阜県代表として、8月に開催された第25回全日本少年少女空手道選手権大会に出場されました。

次に、中学生の活躍です。7月に開催されました岐阜県中学校体育大会において、古川中学校女子バスケットボール部が優勝し、県大会3連覇を果たしました。また、新体操の団体フープに出場した、古川中学校3年の南詩穂さんと2年の石田ころろさんが、見事、優勝を果たしました。

個人競技では、柔道女子70キロ超級において、古川中学校1年の沖村好苗さんが、準優勝を果たしました。また、陸上男子共通200メートルでは、神岡中学校3年の横井悠人さんが5位入賞を果たし、それぞれ、8月に開催された東海大会に出場いたしました。

文化系においては、古川中学校と神岡中学校の生徒が参加する地域クラブ飛騨ジュニアウインドオーケストラが、第63回岐阜県吹奏楽コンクール中学生A編製の部において見事金賞を受賞し、8月23日に開催された東海吹奏楽コンクールに出場されたところであります。

また、8月に開催された第55回全日本中学校バレーボール選手権大会に、飛騨市古川町出身で日本航空高等学校附属中学校1年の田島翔愛さんが出場されました。

最後は、高校生の活躍であります。飛騨市河合町出身で、平野学園清凌高校2年の池田星瑛さんが、岐阜県高等学校総合体育大会卓球競技男子学校対抗で優勝という好成績を収められました。また、飛騨市古川町出身で、聖カピタニオ女子高等学校2年の谷倉小雪さんが、第72回東海高等学校総合体育大会サッカー競技において、準優勝という成績を収められ、それぞれ7月に開催された全国大会に出場されました。さらに、飛騨市古川町出身で中京高等学校3年の田口天照さんと内野歩さんが、第70回全国高等学校軟式野球選手権大会に出場され、見事、全国優勝を果たさ

れました。しかも史上初の4連覇という形で勝ち取られたということでございます。

文化系におきましては、県立飛騨神岡高等学校文芸部が、7月に富山県で開催された第10回高校生万葉短歌バトルin高岡、8月に宮崎県で開催された第15回牧水・短歌甲子園、岩手県で開催された第20回全国高校生短歌大会に出場されました。また、飛騨市在住で高山西高等学校3年の長瀬智煌さんが、8月に名古屋市で行われた第39回全国パソコン技能競技大会に選手として出場されました。県立飛騨神岡高等学校のロボット部の皆さんは、予選を勝ち抜き、9月に富山県で開催される第44回ROBO-ONE世界大会に出場されます。

今年の夏も、本当に多くの子供たちの活躍があり、明るいニュースとして多くの市民に元気を与えてくれました。全ての選手のこれまでの日々の努力をたたえとともに、これからのさらなる活躍を大いに期待し、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

それではここで、市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案いたしております案件について御説明申し上げます。

今回は、報告案件が2件、人事案件が2件、条例改正が6件、計画の変更が2件、財産の取得が1件、補正予算が5件、決算の認定が10件の合計28件でございます。

報告案件は、債権の放棄及び株式会社飛騨ゆいの経営状況の報告でございます。

計画の変更は、数河辺地及び稲越辺地に係る公共的施設を追加するために総合整備計画を変更するものであります。

また、議案の中で即決議案としてお願いする案件といたしましては、職員等の業務用パソコンを購入する財産の取得が1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る人事案件が2件でございます。

なお、条例の改正、補正予算につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第5号 債権の放棄について

◎議長（澤史朗）

日程第3、報告第5号、債権の放棄についてを議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

おはようございます。それでは、報告第5号について御説明申し上げます。

飛騨市私債権管理条例第6条第1項の規定により、令和7年3月31日に市の債権を放棄したので、同条例第7条の規定により、これを報告する。

債権の名称は、上水道使用料、放棄事由は第2号、破産免責。件数は9件で20万800円。情報施設使用料、放棄事由は第2号、破産免責。件数は1件で2万2,100円の合計10件22万2,900円でございます。件数の単位は、債務者でまとめたものになりますのでお願いいたします。

今回、初めての上程となりますが、令和7年第2回定例会でお認めいただきました飛騨市私債権管理条例に基づきまして、3月25日に審査会を開催しまして、債権放棄案件について審査を行いました。その結果、同条例の第6条第1項第2号にあります破産法第253条の規定によるものと、その他の法令の規定によるものとして、会社更生法第204条の規定による、債務者が私債権につき責任を免れたときに該当するものと判断されましたので、これに基づきまして、3月31日に放棄を確定し、報告させていただくものでございます。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（籠山恵美子）

今、部長の説明があったように、新しくできた条例によって今回初めての処置だと、議会に上程するものだと思いますけれども、こういう中身のざっとした書き方ですと、市民としては、これが個人の債務なのか事業所の債務なのかというのはよく分かりませんが、その辺りはどうなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

確かに議案の中では、個人なのか法人なのかということは分からない状態になっておりますが、実際の中身でいきますと、全て法人の債務になりますので、お願いいたします。

ただ今後、どのようにここの債権放棄をしたのかというのを知らせていくのは検討させていただきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

今後ということですが、破産免責というのが、破産者に経済的な立ち直れる機会を与えるためという大前提がありまして、残った債務については、その責任を逃れさせる制度ということになっています。こうやって処置をしながら、今後そうやって探っていくということの、何ていうんですかね、それがちょっと分かりにくいですが、1つその前に、施設ですね、多分、防災無線関係なのかなという気がしますが、この1件と、その前の水道の滞納によるという債務の中がダブっている事業所があるということですか、全く別ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

今御指摘いただきましたとおり、情報施設使用料はケーブルテレビの関係になります。上水道使用料とはダブっておりますので、10件ございますが、実質は9件ということになります。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結し、報告第5号を終わります。

◆日程第4 報告第6号 株式会社飛騨ゆいの経営状況報告について

◎議長（澤史朗）

日程第4、報告第6号、株式会社飛騨ゆいの経営状況報告についてを議題といたします。説明を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第6号、株式会社飛騨ゆいの第10期（令和6年度）事業報告及び決算に関する書類並びに第11期（令和7年度）事業計画及び予算に関する書類につきまして、別紙のとおり報告いたします。

資料の2ページ目をお願いいたします。令和6年度におきましては、飛騨市の観光入込み客数、宿泊客数の増加を背景として、施設利用者数は13万5,909人と、前期比2,624人の増加を図ることができました。

飛騨かわいスキー場は、安定した積雪に恵まれたことから、年末年始も営業することができ、利用者数が前期比4,495人増の1万5,565人となったことが大きく寄与したほか、自主事業部門の神岡及び宮川のバス事業部、やまさち工房、飛騨古川ふれあい広場が順調に売上げを伸ばすことができました。その結果、第10期決算におきましては、売上高が前期比プラス1,967万8,000円の3億4,051万4,000円、当期純利益は前期比プラス626万8,000円の163万9,000円と増収増益を実現することができました。

一方、過去において主力事業であったホテル季古里につきましては、施設利用者数が4,202人と前期比で若干増加したものの、売上高は前期比マイナス255万7,000円の6,344万9,000円、当期純利益は前期より改善したものの、マイナス1,328万円と依然として低調に推移し、前期同様、会社全体の経営の足を引っ張ることとなりました。このため、昨年9月定例会での経営状況報告の際に申し上げたとおり、令和7年度からの指定管理者の募集には手を挙げないことを会社として決定いただき、令和7年3月31日をもって、この事業から撤退いたしております。

なお、ホテル季古里専従従業員につきましては、希望者については新指定管理者に転籍をさせております。

続きまして、5ページからは施設別の売上高、当期売上原価、売上総利益、販売管理費、営業利益等と経常利益の前年度との比較です。5ページからが前年対比、11ページからが計画対比となっております。

各施設別の状況ですが、主な施設について報告いたします。

5ページをお願いいたします。ホテル季古里は、売上げが前年比255万8,000円減の6,344万9,000円となっております。人件費、水道光熱費が増えたものの、それ以外の項目について経費節減に努めたこと、市からの物価高騰、暖冬対策の補助金収入があったこと、新しい指定管理者へ

の消耗品や備品の売却代金収入があったことなどにより、経常損失は前年より251万4,000円減の1,328万1,000円となっております。

すば～ふるは、利用者数が減少したものの料金改定により、売上げは前年対比361万2,000円増の1,882万4,000円、販管費は経費節減に努め88万5,000円の増にとどめることができ、経常利益は前年度対比87万8,000円増の336万6,000円の黒字となりました。

6ページをお願いいたします。なかんじょ川は、連絡道路である市道の災害復旧工事による通行止めや台風の接近によるキャンセルがあったため、利用者数が減少し、売上高は前年対比45万9,000円減の725万8,000円。経常損失が46万5,000円となっております。

7ページをお願いいたします。ゆうわ～くはうすは、夏期の利用者数増により、売上高は前年対比100万6,000円の増となりました。賃金改定により雑給与が増加したものの、そのほかの項目について、経費節減に努め、経常損失は前年対比190万4,000円減の74万4,000円に抑えることができました。

飛騨かわいスキー場は、先ほど申しあげましたように年末からの積雪に恵まれ、シーズン中しっかりと営業することができ、売上高は前年対比1,585万6,000円の増、経常利益は525万9,000円増の768万4,000円とすることができました。

8ページに参りまして、おんり一湯は、すば～ふると同様に利用者数は減ったものの料金改定により、売上げは前年対比49万1,000円増の3,198万4,000円となりましたが、水道光熱費の増大、物価高騰支援金減の影響が大きく、経常損失が48万3,000円となりました。

9ページ、バス事業は、契約単価の値上げにより、売上高が前年対比290万6,000円増の2,920万9,000円、経常利益も98万1,000円増の1,184万1,000円と会社全体の収益の大きな柱となっております。

やまさち工房は、スーパー等、小売先での売上げの減少、ふるさと納税での飛騨牛の売上げの減少が響き、売上高は、前年対比512万円減の6,426万6,000円、経常利益は254万円減の164万3,000円となっております。

10ページの神岡スクールバス事業は、正職員の配置替えにより、結果として販管費を抑えられ、前年対比297万3,000円増の729万3,000円の経常利益が出ております。

17ページからは、第10期の決算報告となっております。18ページ、19ページが、期末の貸借対照表です。

初めに、18ページの資産の部、流動資産の計が1億4,312万円。これは原材料、未収入金が増えたことにより、増額となっております。中ほど、固定資産の計が1,865万4,000円、減価償却により430万円余り減少しております。下から3行目の繰延資産は3万6,000円。よって、資産合計が1億6,181万6,000円です。

19ページの負債の部は、流動負債のみで2,426万3,000円。純資産の部、資本金から、その他利益剰余金で純資産合計は1億3,755万2,000円。よって、負債及び純資産合計が1億6,181万6,000円で、資産合計と一致するものです。

次に、20ページの損益計算書の右側、第10期の欄をお願いいたします。売上高は3億4,051万4,000円です。4行目、売上原価は8,406万円です。また、販管費及び一般管理費は3億6,658万円ですので、中段の営業損失は1億1,012万8,000円です。その下、営業外収益といたしまして、指

定管理料1億40万1,000円のほか、物価高騰支援金、リフト無料化補助など補助金収入が1,054万1,000円、そのほか雑収入などを加え、1億1,363万6,000円ありますので、営業外費用の23万4,000円を差し引いた経常利益は327万3,000円となっております。これに特別利益5万1,000円を加え、特別損失113万3,000円を減じた税引き前当期純利益が219万1,000円で、法人税等を差し引いた最下段の当期純利益は163万9,000円となりました。

次に、21ページをお願いいたします。販売費及び一般管理費の内訳でございますが、第10期末の職員数等は役員3名、監査役2名、正社員・嘱託15名、パート社員が常勤と非常勤、合わせまして117名が在籍しております。1行目の従業員給与から、中ほどの役員報酬、雑給与、厚生費、法定福利費の人件費の合計は1億8,621万8,000円となっており、今期は正社員においては評価に基づく査定の実施、パート社員は10月から最低賃金改定による給与改定を実施しております。なお、10期もボーナスは支給しておりません。

科目のうち大きなものについて申し上げますと、修繕費476万円は、飛騨かわいスキー場の圧雪車の修繕、ふれあい広場のトラクター修繕など、管理諸費2,027万8,000円は、電気機械、衛生設備、消防設備、空調設備などの保守点検費用です。委託費709万6,000円は、株式会社 I n t e r - b e i n g に飛騨かわいスキー場の圧雪車運転業務及びキャンプ場業務を委託しているものに加え、ふれあい広場の草刈り、スキー場でのイベントを委託したことにより、増えております。

22ページをお願いいたします。製造原価明細書につきましては、全てやまさち工房での商品製造に係るものです。

23、24ページは、純資産の変動を示した株主資本等変動計算書、26ページはキャッシュ・フロー計算書となっております。

次に、第11期、令和7年度事業計画について報告いたします。

27ページからとなります。今年度は損失が続いておりましたホテル季古里から撤退したことによりまして、収益は黒字が見込まれますが、やまさち工房についてはネット販売、特にふるさと納税返礼品の新規開発に力を入れるとともに、ふれあい広場については、他地域のグラウンド管理の営業にも努めて外貨を稼ぐ。また、ナチュラルみやがわではキャンプ場の増設を行い、集客に努めること、宿泊施設や飲食部門については、料金体系やメニューの見直しを行い、人件費率及び原価率の高止まりを改善するなどし、黒字化を目指すとしております。

また、今期から新たに副社長といたしまして、ひだ流葉スキー場、Mプラザ、オートキャンプ場、コテージの指定管理者である、株式会社 n e w f l o w の社長である新家氏を迎えております。新家氏には、過去の運営にこだわらず、株式会社 n e w f l o w での経験を生かしながら黒字経営の継続に向けて御尽力いただくとともに、飛騨ゆいの強みであるやまさち工房やバス事業においては、しっかりと収益を上げながら地域づくり会社として邁進していただきたいと思っております。

既に9月を迎えておりますので、今期第1四半期の状況を申し上げますと、飛騨ゆい全体での売上は8,385万8,000円とホテル季古里からの撤退により前年比2,054万3,000円のマイナスとなっておりますが、経常利益は775万1,000円と前年比1,390万8,000円プラス、計画対比でも98万9,000円のプラスとなっております。このまま順調に推移すれば、計画を上回る利益を出せる見込みと伺っております。

令和7年度からの第2期飛騨市総合政策指針の中で、市は公共施設の管理運営方針を選択と集中といたしまして、情勢の変化によって公の施設としての役割を終えたと認められるものについては民間への譲渡を検討。大規模な修理や機器更新が必要で、一度に高額な投資が必要となる場合や年間の維持管理費が高額である場合は、廃止を検討することを示しております。

人口減少と社会情勢の変化によりまして、多くの施設が設置当時と需要状況が大きく異なってきていることに加え、各施設とも従業員の高齢化や人手不足が顕著に現れてきておりまして、施設運営に大変苦慮しているのが現状でございます。今後は、地域事情や人手不足の解消と併せまして、収益がマイナスの施設については、費用対効果も考慮し、整理していかなければならないとされております。施設の所有者である市といたしましても、今後想定される経費と経営状況をよく分析し、飛騨ゆいとしっかりと協議をしながら方向性を見定めてまいります。

以上で、株式会社飛騨ゆいの経営状況の報告を終わらせていただきます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

私たち議員の立場からしますと、これ1日前にもらって検討するものですから、なかなか全部をね、特に貸借対照表など、きちんと見て考えるかというのはなかなか難しいです。ですけれども分かる範囲で、本当に市民の立場でこういう報告書を毎年、これは飛騨ゆいだけでも出ているわけですが、指定管理施設を管理する株式会社として出ているわけですが、まず、最初の事業報告の文言の中で、今期はこの10期は3月31日まで季古里は運営をしているということで、4月1日から季古里はこの株式会社から外れました。その株式会社が季古里が、いろいろ事業報告をしていますけれども、最後の5行目、以上のように、時代や顧客ニーズの変化と併せて、当社の主力事業部門の構成も変化している状況にありますと。これからは、引き続き収益確保が期待できる主力事業に注力してまいります。力を入れていきますということですね。それで、株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き御支援賜りますようお願い申し上げますと書いてあるんですけれども、この辺りが、とにかくこの株式会社というのは何たるものかというのがなかなかきちんと自立していないという感じがしてしょうがないです。それで、81%の株を持っている飛騨市ですから、見て見ぬふりができないのは当然ですし、指導する責任もあります。この辺りで、この株式会社飛騨ゆいは、今後81%を持っている飛騨市のどんな支援を期待されているのか、その辺は聞かれましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

市の支援といたしましては、飛騨ゆいは、今日もお話ししましたとおり指定管理施設の運営を多く請け負っておりまして、その大部分は観光に関する施設ですとか、お客様あつての施設になります。ですので、そういった誘客に関する部分では、市として支援できるであろうと思いますし、そういったところでの市の関わりも、飛騨ゆいとして求めているところではないかと思っております。

あとは、指定管理者ですので、その施設を管理している立場がございますけれども、そちらのほうは、指定管理の担当であります建築住宅課のほうと常にいろいろ調整をされながら、施設の修繕管理などについては進めておりますので、そういったところでも、市と関わりがあるところであると考えております。

○13番（籠山恵美子）

具体的にはそうでしょうね、そういう形で、何といても建物は飛騨市の建物ですから、大家さんですから、自分のところの建物にどうやって誘客をして、何とかこの建物が繁栄してもらいたいと考えるのは当然のことです。

ただやっぱり、全体の税金の使われ方ということで見ますと、個別には言いません。飛騨かわいスキー場だってお天気、気候に左右されるわけですからなかなか言えませんし、あれですけれども、それを省いたとしても、やっぱりこの株式会社が一番期待するのは、私は飛騨市からの指定管理料と補助金だと思うんです。個々の施設にですね、これが例えば、前に市長がおっしゃったように、他の高山市などのホテルなんかと同じ立場で競合できる、季古里はまたちょっと違うんだということで株式会社から外されました。

では、ほかの施設の同じような形態の温泉施設などを比較してみますと、これに対する補助額が、特に前年比で出てくる指定管理料、10ページの最後ですけれども、この株式会社全体でもらっている指定管理料が令和5年度よりも令和6年度は265万円アップして、1億円になりました。補助金はちょっと下がっていますね。こういう状態で、次に、計画対比で言いますと、16ページ、つまり実績対比というのは実績対比ですし、計画対比というのは、こういう計画でいきます、それに対してこうであったということの一覧表ですよ、それでいいんですよ。そういうことで言いますと、この計画対比を見ましても、こういう計画で行きますよ、行くぞと言って計画を立てたのに対して、実績はやっぱり指定管理料、それから補助金、ここでは補助金がうんと増えています。こういう状態で、指定管理料ゼロのホテル業をやっている季古里を次からは外すわけですけれども、今こういう状態で、この第10期でも季古里の指定管理料はゼロです。それ以外の指定管理料の入っている施設の合計が、こういう状態でますます増えているということについては、市はどんな感想、あるいはどんなアドバイスをされたんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ちょっと御質問の趣旨がよく分かりにくかったんですけど、指定管理料は、もともと市が直営でやるとするとこのくらいかかるよということをベースに算定をしていって、そこの収入の差、見込まれる収入の差で算出をしていくということになりますね。

ただ、幾つかの指定管理施設、これはホテル季古里だけではありませんが、こうしたところについては、従来も議会でお話ししてきましたように、民間との競合の在り方、またそうしたことを勘案しながら指定管理料ゼロという施設もあると、こういうことになってくるわけです。

それからまた、補助金収入は、これは毎回、議会にお諮りして出ているものでありますから審議をいただいているわけでありまして、物価高騰、人件費の高騰、こうしたものの差額の部分を見ていくというものでありますから、指定管理料算定の当初では算定できないものをここで

補うという形になっております。

したがって、これはそれぞれそういった形で算定されているということですから、その中で株式会社飛騨ゆいという会社は、その指定管理に手を上げるかどうか、あれをやっていくかどうかの判断は自分ですということですので、これはやらなくちゃいけないということではないので、ですので、赤字になって経営は足を引っ張るということなら手を挙げないということになってくるわけです。そうすると、市は株主であると同時に指定管理をお願いする、募集をかける立場にありますから、飛騨ゆいが手を挙げられないとすると、どこか別のところを探すか、あるいは直営でやるか、あるいはやめるかということになってくるということなので、この会社についていうとその問題を常にはらむということになります。

市の会社に対する期待は何かということ、これもかねて申し上げてきているんですが、指定管理施設、つまり市営施設の管理会社ではないんだということを申し上げてきて、その意味では我々が申し上げてきたとおり、バス事業とかやまさち工房とかの自主事業でもうけを出すという構造になっているのは誠に、私は、いい姿ではないかというふうに思っておりますので、会社として考えるならば、今後も会社として黒字が出せる方向で事業を考えていってほしいというふうに考えているということでございます。

○13番（籠山恵美子）

ホテル季古里の施設のことをちょっと言いましたけど、今、ホテル季古里のことは、もう外れるんですから大して問題にはしていません。株式会社飛騨ゆいが請け負っている、この経営状態について言いたいと思っているんです。幾つか自助努力で黒字になっているやまさち工房の話も出ましたけど、そういうことを黒字で出していくのは、これは株式会社でしたら当然のことだと思います。利益第一主義、それから株主にも配当しなければなりませんから、株式会社というのは、利益主導、導利益第一主義、もうけ第一主義でやられる形式ですから当然だと思います。

そうではなくて、ここが悩ましい、痛ましいところですけども、前にも言いましたけど、この株式会社本部というのが、やはり屋上屋になっている感じがどうしても拭えません。神岡町内の幾つかの指定管理では、こんなことしてないわけですよ。市が指定管理料を払って、その民間の団体がちゃんと運営しているわけですよ。これがどうも納得がいかないのは、10ページの本部というのがあります。本部の経常利益（損失）という、本部の運営費でしょう。これが、令和6年度はちょっと減らしましたけれども、それでも大きな赤字ですよ。今度、次の新年度に向けて、どういう計画を立てているかといいますと、計画対比で見ても、やっぱりこの赤字が解消されないということなんですが、本部というのが、それこそほかの施設以上の大きな赤字を抱えてやっているということについては、どのような分析をして、どのように評価されているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

この本部経費といいますものは、飛騨ゆいはいろんな部門を束ねてやっております会社でして、社長以下、役員の給与ですとか、会社でいう総務部門の職員の給与などは、全部ここから出ているわけです。当然にして売上げはないわけございまして、支出をするほうばかりになるとい

うことで、こういった赤字が出ているものですので、ここについては、消耗品的なところでは、多分、経費節減をできる余地はあろうかと思いますが、給与手当ですとかそういったところに関しましては必要経費ですので、大きな改善をしなければならないという部門ではないと考えております。

○13番（籠山恵美子）

そういう考え方が、もうそもそも株式会社の考え方ではないんですよね。株式会社でしたら、自分が経営しているその事業体の中で人件費も全部出すんですから、これは別に分けているという考え方。これ人件費という、総務費、そういうものは利益を生まないから、これは当然、人件費として赤字で当然でしょみたいな考え方は、それは株式会社ではないんですよ、そういう考え方は。

部長は、最初、赤字の施設に対しては費用対効果を考慮しながら整理していくとおっしゃいましたが、これからの方向としては、どのようにこの費用対効果を考え、施設ごとに考え、どのように整理されていくという方針は、おありなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

飛騨ゆいから伺っておりますには、この運営しているいろんな様々な施設がありますので、それぞれの施設ごとにしっかりと、単年ではなくこれまでの、過去からの赤字・黒字の累積ですとか、そういったこともしっかりと見ながら、今後のお客様の入込みの状況などもよく勘案した上で、先ほど市長が申し上げられましたように、指定管理を継続する、自分が手を挙げるのかどうか、そういったことをちゃんと検討していきたいということを伺っております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑ありませんか。

○12番（野村勝憲）

ちょっと細かいことで申し訳ないんですが、私、心配しているのは、温浴施設、3施設ですね。その中で利用させていただいているのは、すば～ふるを利用させていただいているんですけども、もう昨日も休館だったと思いますけども。要は、もう宮川町や河合町の温浴施設にしても老朽化で大変なんですよね。例えばすば～ふるですと2か月くらい前から薬草の湯のところがあるんですけども、ずっと使えない状態なんです。

さらにもう一つ、前は男女を交換していたんですよ、1週間とかでローテーションを組んで。しかし、要するに熱量の問題があって、サウナ室は女性のほうは低いんです。それが今までは同じだったんですけども、低くて交換できない、サウナを利用する人は男の人が多ということもあるんでしょうけども。そういうことでいろいろと問題点が出てきているということなんです。

ですから、これからさらに老朽化に伴って、修繕費用というのは相当出てくると思うんです。この辺については、その都度、その都度対応するんでしょうけども、これから明らかに大きい負担になってくると思います。その辺のことについて、市の見解をお願いします。

△市長（都竹淳也）

重要な論点なんですけど、この一番の問題が修繕費なんです。それで、これも従来、ずっと申

上げてきておりますけども、修繕費をいかに削減するかということなのですが、修繕費の削減というのは現実には難しく、やめる以外にないということになります。それで、ただ使えるうちは何とかやっていくんですが、かなり大きな修繕が発生する場合には、もうその時点で営業を休止して、閉鎖を考えざるを得ないということは今までも申し上げてきましたし、今もそういう考え方でおります。それで、おっしゃる、すば～ふるも、本当にやっぱり故障が頻発しておりますし、ここだけに限らず、ほかの指定管理施設も同様でありまして、特にやっぱり水回りというのは非常に故障が多いものですから、一つ一つ今どうするかを考えているんですが、割とどっかのタイミングで閉鎖なりを考えざるを得ないというのは、もう現実としてきておりますので、どのタイミングでそれを考えるか、また、どういうふうに進めるか、そうしたことを今一つ一つ検討している段階です。

ただ、これはおっしゃるように目の前でも結構、故障が頻発していますから、そんなに遠くない将来、決断をしなければいけないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○12番（野村勝憲）

温浴施設について一般質問でもね、私は民間で2施設、それから指定管理で5施設ということで、この人口の中では多過ぎるということは、これは当然、皆さん分かっているんですけども、やはりもうそろそろ、それぞれの地域特性もありますんでね、どれを残すか残さないのかを含めて、ある程度のタイムスケジュールを組んでやっていかないと、あつというわけにはいかないと思うんですよ。やっぱり従業員の方もいらっしゃるし、地域の利用者の方もいらっしゃるんで、その辺のことも加味して、ある程度のタイムスケジュールで、いつからその議論を始めるとか、そういったことが必要ではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

今回、ホテル季古里とすば～ふるに関しては、指定管理期間3年にしております、通常5年なんです。これは3年に縮めているのは存廃の話を、やっぱりこの間で議論しなきゃいけないという思いでしておりますので、今年度も含めてなんですが、来年度、再来年度、この3か年のうちでは何かしらの方向性を出していかなくちゃいけないんじゃないかというふうに考えております。

それぞれちょっと事情がありまして、ほかの温浴施設もなんですけども、例えば難しいのは、飛騨まんが王国なんかですと、宿泊者のお風呂を、風呂が供用してといただきますか、宿泊者のお風呂は温浴施設のとしかないものですから、あれを閉めるということは、自動的に宿泊を閉めなきゃいけないということになるというケースがあったり、それから、Mプラザの場合は、スキー場の集客と結構連動しているものですから、そうするとスキー場の集客の減というものを及ぼすものですから、この辺りは、また少し検討に時間がかかる。

ただ、温浴施設単体のものについては、あるいは温浴施設を切り離せるものについては、やはりもう至急やってかないと、市の財政的にも非常に今厳しくなってきておりますので、これはここ数年の間には、やっぱり考えていかなくちゃいけないなというふうには思っているところでございます。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（籠山恵美子）

今の市長のお話を伺って、ちょっと心配なので確認をしたいと思いますが、やっぱりこの財政厳しいという状態、それから経済状態も悪いという中で、どうしても財源、最初にありきで、随分議論、私もしちゃうんですけども、ただこうやって、ある程度の、どうしようもない、施設の修繕はとても大幅になるから、もう閉鎖せざるを得ないなという、そういう論点だけでものを進めていただくと、例えば今、Mプラザは、そのスキー場と連動しているからおっしゃいました。じゃ、すば～ふるだって、上のふれあい広場と連動しているんですね。冬ではないけれども夏の合宿の子供たち、大いに利用しているわけですね。そういうことを考えると、その地域をどういうふうにつくっていきたいのか、どういう地域にしたいのかという最初の構想なしには、大変これ、削っていけばいいという問題じゃ、例えばホテル季古里もああいう状態になりました、すば～ふるもなくなりました。じゃ、黒内の、あの一帯の地域はどういう地域になってしまうんだろうと思うと、ふれあい広場の利用はもっと少なくなってくるような気がします。その辺りの地域利用と絡めた考え方をぜひ確認させてください。

△市長（都竹淳也）

これやっぱり本当重要なことです。閉めればいいという話はやっぱりないんですね。例えば黒内について言いますと、ふれあい広場は非常に人気が高くて、あそこでサッカーの大会をやりたいというニーズは、もう高まるばかりなんですね。

ただ、市全体にそうなんですけども、ほかの人工芝のグラウンドとかが非常に修繕が必要になってきていて、これがいつまで続くかという問題はあります。ただそのときに、今後どうしてこうと考えるときに、議員おっしゃるように、地域全体のありようとかそういうことなんですけども、当初、こうした建物とか施設は、雇用とか市内の例えば宿泊事業者の支援という目的を基に最初できてきたんですね。例えばいろんな市の施設も雇用の場をつくるというところが多かった。

ところが今、特にここコロナ禍以降なんですけども、雇用ということがもう人手不足で、もう全く人が採れないので、雇用対策という考え方はもうほぼ終わっただろうと思っています。仮に施設を廃止しても、もうそれで助かってほかで人材が使えるという状況ですから、その意味では雇用を創出しなきゃいけないという形じゃなくなっている。今度は、ふれあい広場とかは、市内の宿泊者の支援宿泊施設の夏のお客さんの確保ということでやってきたんですが、宿泊施設そのものが高齢化でもう立ち行かなくなっている、今、飛騨市内で宿泊が足らなくて、高山市とかにお願いをするような状況になってきているので、そうすると、スポーツ施設は飛騨市にとってどういう位置づけにするのかということをやっぴり考えていかざるを得ないんですね。

ただ、ここは一遍に切り替えられなくて、使っている方々が非常にこの飛騨市の大会を愛してくださっているものから、それはやっぱり大事にしたいし、そうやって喜んでもらっていること自体も市民の誇りになりますから大事にしたいと思うんですが、一遍には切り替えられませんが、役割の議論の中でちょっとずつ変えていかなきゃいけない。そのときに、今度は黒内という地区をどうするのかという議論になると、今度、黒内果樹園もだんだん人手不足等々で縮小してきていますから、代わりに何かあそこで作れないものかという議論になってくるので、それで、別途並行してワイナリーの誘致の話でありますとか、あるいはワイナリーに附属する施

設をあそこに造る。そうしたことが議論として今進んでいるという、こういうことになります。

それから、また温浴施設にしても、あそこでなくなって、もちろん大会の子供たちがそこで入るってことは大いにあるわけですけど、今後、飛騨市内で同様の施設が、民間温浴施設を造るという構想も一方で進んでいる。そこに、それを代替させることによって、温浴施設としてはあるよという形にしていく方法もありましょうし、あるいは、今度は流葉と黒内の連携を強化することによって、流葉に人を運ぶというような形でカバーしていくということもあろうと思いますから、1か所定点で全部完結させるのではなくて、少し広域で広く見て、カバーをしていくというのが恐らく地域づくりの在り方だろうなど。

ただ、そのときに市として施設が用意できないものですから、やはり今ある施設を限定しながら活用していく、あるいは民間の動きがあるんだったら、それを上手に頼っていく、そうしたことが必要となる。あるいは宿泊施設についても、飛騨市内だけで完結するのではなくて、高山市も含めたエリアの中で、高山市に泊まってもらっても場合によっていいよという考え方の中で、飛騨市がどういう役割を果たすのかということを考えていかなくちゃいけないということなので、前提の議論が大きく変わってきていますので、そこを見極めながら進んでいきたいというのが私の思いでございます。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ないようですので質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結し、報告第6号を終わります。

◆日程第5 議案第91号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び

日程第6 議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎議長（澤史朗）

日程第5、議案第91号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び日程第6、議案第92号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第91号及び議案第92号について御説明申し上げます。

次の2名の方々を人権擁護委員の候補者に推薦したため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

順次氏名を申し上げます。議案第91号、小林恵子さん、議案第92号、泉初枝さんでございます。

提案理由は、双方とも任期満了に伴う候補者推薦の再任でございます。

なお、生年月日、住所、略歴は記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号及び議案第92号の2案件につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、議案第91号及び議案第92号の2案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論は議案番号を告げて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。採決は、個々に行います。

初めに、議案第91号について採決します。小林恵子氏の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であると回答することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、議案第91号は適任であると回答することに決しました。

次に、議案第92号について採決します。泉初枝氏の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任であると回答することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、議案第92号は適任であると回答することに決しました。

◆日程第7 議案第93号 財産の取得について（業務用パソコン）

◎議長（澤史朗）

日程第7、議案第93号、財産の取得について（業務用パソコン）を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

議案第93号について御説明申し上げます。

次のとおり財産を取得する。

財産の種類、物品。財産の名称及び数量、ノートパソコン246台ほか。取得の目的、職員1人1台パソコンほか業務用専用パソコンの購入。取得金額5,742万円。取得先、飛騨市古川町上野624番地3、株式会社吉城コンピュータでございます。取得の方法、指名競争入札。設置場所、飛騨

市役所ほか。応札者数3者。落札率93.76%。財源、一般財源でございます。

以上でございます。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、議案第93号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。議案第93号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◆日程第8 議案第94号 飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について
から

日程第30 認定第10号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（澤史朗）

日程第8、議案第94号、飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例についてから日程第30、認定第10号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの23案件については、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第102号から議案第106号にて提案しております補正予算の審議をお願いするに当たりまして、その概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、確定した財源は速やかに計上する方針の下、当初予算に対して上振れした市税1億40万円及び普通交付税7,360万円のほか、純繰越金7億8,210万円を歳入計上いたしました。

歳出では、地方財政法に基づく決算剰余金処分として純繰越金の2分の1以上を財政調整基金

への積立てが義務づけられていることを踏まえ、5億7,000万円を積立金として歳出計上いたしました。

さらに、6月の豪雨で被災した農業施設や市道の復旧に総額1億500万円を計上するほか、旧神岡鉄道沿線のり面の崩土除去に2,300万円を計上いたしました。その上で、なお超過する財源3億8,220万円につきましては、今後の人事院勧告による大幅な引上げが予定される職員人件費等の財源として1億8,000万円を財政調整基金に積立てするほか、予備費には、今シーズンの除雪突発対応分として1億9,000万円と、これまでに災害応急復旧を中心に活用してきた額を還元させるための1,100万円等を合わせた計2億220万円を計上することといたしました。

ここで、先ほど申しあげました普通交付税の上振れ分について、少し詳しく説明したいと思います。

この普通交付税は、近年62億円前後で推移しており、当初予算額に対する上振れ額は約3億円であることから、人事院勧告に備えた留保財源とするほか、後年に発生する公共施設の修繕等に充てる公共施設管理基金等へ積み立てることにより、財政運営の安定化を図ってまいりました。

今回、普通交付税の上振れ額が7,360万円ということで、ここ近年よりも約2億円減少した要因を申し上げたいと思います。

普通交付税は、人口や面積など様々な数値から自治体が標準的な行政を運営するために必要な額を算出する基準財政需要額と、自治体が標準的に確保できる額、基準財政収入額との差によって計算され、国から地方公共団体に交付されるものでございます。

まず、基準財政需要額では、地方公務員の給与改定に要する経費や光熱費高騰分などが措置されたことによる全国的な増額要因があったものの、養護老人ホーム措置人数の減や、これまで対象となっていた下水道経費の一部が供用開始後30年経過により対象外になるなど、飛騨市の個別要因により減額となり、結果として例年並みの94.9億円となりました。

次に、基準財政収入額では、市内大手企業の法人税納税のタイミングのずれや、能登半島地震に起因する電力会社の償却資産の申告漏れ等により、例年より2.3億円増の35.1億円となりました。

つまり、基準財政需要額は例年並みであったものの、基準財政収入額が増加したことによって普通交付税が結果として減額になるという結果になったわけであります。

今後の予測ですが、10月に実施される国勢調査の結果で人口がさらに減少することが予想され、これが地方交付税に影響し、一定の緩和措置などもあるとは思われるものの、当初予算ではこれまでのような交付額を見込むことは難しくなることが予想されます。こうしたことも踏まえ、今回、令和8年度当初予算を編成するに当たり、歳出の抑制を図るため、私の市政としては初めて予算要求段階で総額に上限を設けることといたしました。その中でも、テーマを「身近な暮らしの課題への回帰」といたしまして、市民生活に身近な事業を重視しつつ、知恵と工夫によりゼロ予算で実施する、もしくはほかからの財源を獲得するなどにより、市民の皆様喜んでいただけるような施策の検討を進めているところでございます。

それでは、本補正予算における主要施策の概要について御説明申し上げます。

総務費では、地方財政法に基づく決算剰余金処分として5億7,000万円に加え、今年度の人事院勧告に基づく職員人件費等の財源留保としての1億8,000万円を財政調整基金に積み立てます。

また、飛騨市の地域資源の活用などに継続的に携わるビジネスパーソンの創出を目的とした首都圏でのプレイベント開催費用50万円を計上したほか、旧神岡鉄道沿線のり面の崩土除去にかかる経費2,300万円を計上しております。このほか、減便となる濃飛バス神岡猪谷線に代わり実施するデマンド型乗合タクシー事業の車両購入費360万円を計上したほか、自治体情報システム標準化に伴う各種システム使用料2,360万円を追加計上いたしました。

衛生費では、岐阜大学と飛騨地域3市1村の連携により飛騨地域周産期医療の強化や母子保健体制構築を図るための寄附講座に対する所要額240万円を計上しております。

農林水産業費では、農家研修の希望者増に伴う所要額60万円を追加計上するほか、地区が実施する危険木伐採を支援するための所要額300万円を追加計上しております。

商工費では、市民や団体が実施する各種まちづくり活動を支援する補助金について、不足見込額100万円を追加計上したほか、観光関連施設の修繕等に所要額620万円を追加計上いたしました。

土木費では、昨冬の豪雪、気温低下により道路舗装の破損が進んだ路線において補修を行うための所要額800万円を追加計上しております。

教育費では、令和8年度に河合町で開催が予定されております第33回飛騨・美濃歌舞伎大会に必要な舞台屋台の製作費用130万円を計上いたしました。

災害復旧費では、6月豪雨により被災した宮川に設置されている農業用施設の災害復旧等に総額1億500万円を追加計上いたしまして、早期の復旧に努めてまいります。

次に、職員人件費においては、退職や新規採用者の数が確定したことに加え、配置異動等に伴う調整を行った結果、総額で410万円を減額いたしました。また、電気代の高騰に伴う市有施設の光熱費不足分として総額2,270万円をそれぞれの費目に計上しております。

最後に、予備費では、今シーズンの除雪経費の突発対応分1億9,000万円のほか、今年6月の災害応急復旧を中心に予備費充用してきた額を復元するための1,100万円等を合わせた2億220万円を追加計上いたしました。

以上、今回の補正予算は、一般会計で12億270万円を追加し、補正後の予算額は212億4,350万円となります。なお、今回の補正予算の編成に必要な財源につきましては、普通交付税及び前年度純繰越金などの一般財源のほか、国県支出金や基金繰入金、市債等の特定財源で調整しております。

なお、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計のほか3会計につきまして、人件費のほか決算確定に伴う調整、過年度精算等に伴う補正を行うことといたしております。

以上で私の提案説明を終わります。条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

それでは、条例その他議案の概要につきまして御説明申し上げます。

議案第94号、飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例については、アナログで運用してきた

防災行政無線のデジタル化運用に伴い、実態に合わせて改正するものでございます。

議案第95号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例については、神岡猪谷線の見直しに伴い、減便となった時間帯に、道路運送法第78条の規定に基づき自家用有償旅客運送として、乗合タクシーを運行するための改正であります。

議案第96号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第97号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、令和6年の人事院勧告を受け、仕事と出産・育児の両立支援ニーズに対応するため、育児時間の拡大や制度周知の義務化に伴う改正でございます。

議案第98号、数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、数河浄水場のろ過設備設置工事を計画に追加するものです。

議案第99号、稲越辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更については、林道深谷線の橋梁補修工事を計画に追加するものでございます。

議案第100号、飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例については、これまで市直営で児童発達支援サービスを提供してきました飛騨市やまびこ教室と神岡ことばの教室を指定管理施設として運用できるようにするための改正でございます。

議案第101号、飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、能登半島地震で配水管の復旧が遅れたことを背景に、災害、その他の非常時に他の自治体が指定した指定給水排工事事業者が工事を施工できるようにするための改正でございます。

次に、認定第1号、令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの10案件につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の定めにより、監査委員の意見をつけて認定に付すものでございます。

主に普通会計について御説明申し上げます。

令和6年度の普通会計の決算は、令和5年度に行った財政調整基金から、特定目的基金への積み替えによる基金再編の反動から、歳入歳出とも減少し、決算剰余金は11億3,303万円となりました。歳入では、大型事業実施に伴う市債増や税収の上振れ等による地方交付税の増加要因はあったものの、再基金再編の反動に伴う繰入金の減や寄附金減少の影響から、結果としまして、前年度比18.1億円の収入減となりました。歳出では、大雪による除雪費用の増加や大規模事業の実施などの増加要因はあったものの、基金積立金の反動減や公債費の減少などにより、歳出総額は前年度比16.8億円減少しました。

なお、基金再編を除けば、歳入歳出とも増加でございました。

歳入の個別の説明となります。歳入総額は前年度比18億850万円の減少の241億8,349万円となりました。増加要因としましては、地方債5.4億円と、地方交付税4.4億円となります。減少要因としましては、基金繰入金の反動減の26.4億円とふるさと納税の減少4.5億円。なお、歳入総額のうち、市税や普通交付税をはじめとする経常一般財源は、前年度比3億2,829万円増の111億9,035万円となりました。

次に歳出でございます。前年度比16億7,619万円減の228億3,929万円となり、大幅減となりました。主な要因は、前年度に基金再編を行ったことによる積立金の反動減です。その他の特徴とし

ましては、大雪の影響による市道除雪委託料の増加に伴う維持補修費の増加やデジタル防災行政無線整備事業に伴う普通建設事業費の増加などになります。加えまして、下水道4事業が企業会計に移行したことに伴う繰出金の大幅な減少、その代わりとしまして、下水道事業会計負担金が皆増となり、補助費等が大幅に増加したことでございます。

以上で提案議案の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、補正予算、条例関連、決算概要の説明が終わりました。

ここで、代表監査委員から、令和6年度一般会計・特別会計及び企業会計の決算審査並びに健全化判断比率及び資金不足比率に対する意見の報告を求めます。

〔代表監査委員 島田哲吉 登壇〕

□代表監査委員（島田哲吉）

それでは、発言のお許しをいただきましたので、令和6年度の各会計の決算審査については、過日、水上雅廣監査委員と私、島田とで審査いたしましたので、その報告をさせていただきます。

附属資料03、令和6年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況と審査意見書を御覧ください。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、審査に付された令和6年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況について審査いたしましたので、次のとおり審査意見書を提出します。

5ページをお願いします。令和6年度飛騨市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法については記載のとおりでありますので省略させていただきます。

第4、審査の結果。1、審査に付された各会計歳入歳出決算書及び政令で定められた書類は、いずれも法令に準拠して作成され、係数は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であることを認めました。また、予算の執行状況は適正妥当であり、おおむね所期の目的を達成したものと認めました。2、基金の運用の状況を示す書類は関係諸帳簿を統合し、かつ正確であり、設置目的に適合するとともに、効率的に運用されていることを認めました。

審査の概要及び意見は、次に述べるとおりです。

11ページを御覧ください。本市の令和6年度の財政は、ふるさと納税において、経費率5割以下遵守を最優先に取り組んだことや返礼品に係る基準の見直しがあったことなどによる寄附金の減少、令和5年度に実施した基金再編の販路から繰入金が増減となったが、市税は増加となり、自主財源は44.5%確保することができた。また、国全体の税収上振れによる追加交付や大雪に伴う除雪費用の増加により、地方交付税は4億4,196万9,000円増加しました。

しかしながら、人口減少等に伴う地方交付税の算定の見直しや人件費、物価高騰による経常経費の増加など、財源確保は今後一層厳しくなることが予想される。引き続き交付税算入率の高い有利な起債を選択するなどの工夫や市税等の自主財源の確保に努めるとともに、限られた財源を有効に活用し、財政比率と投資のバランスを図りながら、将来にわたり持続可能な財政構造の確立に努められたい。

次に、附属資料05、令和6年度飛騨市公営企業会計決算審査意見書を御覧ください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計、飛騨市水道事業会計及び飛騨市下水道事業会計の決算について審査したので、次のとおり審査意見を提出します。

3ページをお願いします。令和6年度飛騨市公営企業会計決算審査意見。第1、審査の対象、第2、審査の期日、第3、審査の方法は記載のとおりですので省略させていただきます。

第4、審査の結果。審査に付された各企業の決算書表は、経営成績及び財政状況が適正に表示されており、係数は正確であることを認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

17ページを御覧ください。病院事業を取り巻く環境は、人口減少や物価の高騰、経年劣化による設備更新など厳しい経営状況が続くものと予想される。医療コンサルティングの識見を参考に、将来の医療需要の変化に合わせた病院経営の強化と改革の推進を強めながら持続可能な医療サービスの提供を目指し、引き続き地域に密接した病院としての役割を果たせることを望むものであります。

次に28ページを御覧ください。水道事業については、引き続き収益の確保と、委託業務や修繕工事を効率的、計画的に行い、費用の抑制を図るとともに、将来にわたって安定的に経営が継続できるよう、より一層の効率的、効果的な事業経営を努められたい。また、これまでと同様に、安全・安心で良質な水を安定的に供給できる、持続可能な水道事業となるよう取り組まれることを要望します。

次に、38ページを御覧ください。下水道事業は、令和6年4月1日から特別会計から公営企業会計へ移行し、当年度はその最初の決算となり、比較できないところもあることから、単年度での審査を行った。公営企業会計に移行したことにより、経営成績や財政状況を的確に把握することが可能になり、経営の実態がより明らかに示されることとなった。人口の減少、施設の老朽化、物価の高騰等、経営を取り巻く環境は、これからも様々な社会情勢の変化が生じることが予想される。令和7年度には、下水道の10年先を見据えた経営戦略を策定する予定とのことであるが、事業の現状把握と分析を行うとともに、経営の効率化や投資の合理化を図り、長期的に安定した経営と効率的かつ効果的な事業運営が行えるよう取り組まれたい。

最後に、附属資料04、令和6年度飛騨市健全化判断比率審査意見書・飛騨市資金不足比率審査意見書を御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

3ページをお願いします。令和6年度健全化判断比率審査意見書。1の審査の対象から3の審査の方法までについては、記載のとおりですので省略します。

4、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。以下、記載のとおりですので省略させていただきます。

次に、4ページをお願いします。令和6年度資金不足比率審査意見書。1の審査の対象から3

の審査の方法までについては、記載のとおりですので省略します。

4、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。以下、記載のとおりですので省略します。

以上で令和6年度決算審査結果の報告を終わらせていただきます。

〔代表監査委員 島田哲吉 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

ここで、市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

監査をしていただきました島田代表監査委員、水上監査委員のお2人に対しまして、お礼を申し上げます。

両監査委員におかれましては、令和6年度の決算につきまして、膨大な量の決算資料を長期間にわたり慎重に監査をいただきました。誠にありがとうございました。

審査を通して様々な御指摘、御指導を賜ったところでございます。特に、今年度創設された債権管理室と関係課との情報共有や連携により、収入未済や不納欠損の防止に向けた取組を強化すべきといった点につきまして、今回新たに指摘いただきました。その他の指摘事項も含め、十分に検討を行い、改善と適正・適法な運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれどもお礼の御挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

ただいま提案説明及び決算概要説明、並びに決算審査意見報告のありました議案第94号から認定第10号までの23案件につきましては、9月10日から9月12日までの3日間、質疑を予定いたしております。質疑・一般質問のある方は、市の一般事務の範囲であることを確認し、発言通告書によりお願いいたします。

なお、質疑・一般質問の発言通告書は、9月4日木曜日午前10時が締切りでありますのでお願いいたします。

◆発議第3号の説明

◎議長（澤史朗）

ここで、6月定例会において議題となりました発議第3号、議員制度等検討特別委員会設置に関する決議の取扱いについて御説明いたします。

発議第3号は、6月26日の本会議において議題となり、質疑や自由討議等によって、議員間の活発な意見交換をいただきましたが、最終的に6月議会においては採決をせず、継続審査とすることが議決されました。

しかしながら、本会議において議案を継続審査とするためには、委員会への付託が必要であるところ、その手続をせず6月議会を閉会したため、結果として、発議第3号については、審議未了により廃案となりました。この経緯については、議員に対しては7月15日の議員全員協議会において報告いたしておりますが、市民の皆様へお知らせする場として、今回説明をさせていただきました。

発議第3号の提出者に対しては、今回取扱いについての経緯を説明し、今後も新たな発議提出を検討されることで御理解いただきましたが、継続審査の議決が反映されないこととなった経過については、議事進行上の不手際として大変申し訳なく思っており、議員の皆様と市民の皆様に対し陳謝申し上げます。

以上、発議第3号の取扱いについて説明いたしました。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、9月3日から9月9日までの7日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、9月3日から9月9日までの7日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回の会議は9月10日水曜日午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時46分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（11番） 前川 文博

飛騨市議会議員（12番） 野村 勝憲